

(参考) 各支払制度の事業計画書及び活動計画書の様式

多面的機能支払

(様式第1-1号)

令和〇年〇月〇日

市町村長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名 印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇〇年〇月〇日
〇〇〇〇組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
	2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)
	3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)
	4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)
「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動
活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。
ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払 (共同)」及び「(3) 資源向上支払 (長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	
組織名	
(ふりがな)	
代表者氏名	印
(ふりがな)	
所在地	

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙 1
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	令和○年度	令和○年度	年	令和○年度	令和○年度
資源向上支払 (共同)	令和○年度	令和○年度	年	令和○年度	令和○年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和○年度	令和○年度	年	令和○年度	令和○年度
中山間地域等 直接支払	令和○年度	令和○年度	年	令和○年度	令和○年度
環境保全型農 業直接支払	令和○年度	令和○年度	年	令和○年度	令和○年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1					計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面 支払	a	a	a		a	a	円
中山間 直払	a	a	a	a	a	a	円
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜			
取組 面積	環境 直払※2					a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化) の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

全体面積	重複面積 (多面支払・中山間直払)
a	a

※ 全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①②に該当 ⇒単価に0.75を乗ずる

①のみ該当 ⇒単価の修正なし

②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗ずる

①②に該当しない⇒単価に5/6を乗ずる

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模 ⇒

要件を満たさない場合は○

集落数×200万円 円

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化	
実施予定年度	平成	年度	平成	年度
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落
 農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域
 地域振興立法 8 法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島
 離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島
 交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積
 農地維持支払 a 資源向上支払 a 資源向上支払 a
 (共同) (長寿命化)

3. 活動の計画

(1) 活動前の安全点検

活動の前に安全点検（危険箇所確認、機器の定期点検等）を実施する場合は○ ⇒

(2) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
点検・ 計画策定	1 点検													
	2 年度活動計画の策定													
研修	3 事務・組織運営等に関する研修	平成○年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）												
実践 活動	農 用 地	4 遊休農地発生防止のための保安全管理												
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り												
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	水 路	7 水路の草刈り												
		8 水路の泥上げ												
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	農 道	10 農道の草刈り												
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	た め 池	13 ため池の草刈り												
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	共 通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
	地域資源の適切な保安全管理のための推進活動													

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

<input type="checkbox"/>	①中心経営体との役割分担による保安全管理	<input type="checkbox"/>	④集落間連携や広域的活動による保安全管理
<input type="checkbox"/>	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	<input type="checkbox"/>	⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
<input type="checkbox"/>	③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	<input type="checkbox"/>	⑥その他 <input type="text"/>

活動項目	取組	毎年度の実施時期													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
農村環境保全活動	実践活動														
		この線より上に行を挿入してください。													
啓発・普及	51 啓発・普及活動														

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
多面的機能の増進を図る活動															
		この線より上に行を挿入してください。													
	60 広報活動														

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては毎年度必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ 農村環境保全活動を1テーマ追加 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ

高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先2枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

★小規模集落支援の適用条件

- 小規模集落の総農家戸数が10戸以下である
- 小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

小規模集落数	集落名
集落	

(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

↓ 取組を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開		
医療・福祉との連携		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

★多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

- 取組を継続する活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数 > 前年度又は変更前の取組項目数
- 新規の活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数 2つ以上

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	…①
合計	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	…②

・ 農業者以外の割合 % …… ①/②

③ 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

また、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a	円	円

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

- 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
- 構成員の農業者以外の割合 4割以上
- 共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと
- ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	○	40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	○	80,000 円/年・組織
1,000ha以上	○	160,000 円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(別添1)

実施区域位置図

組織名称：



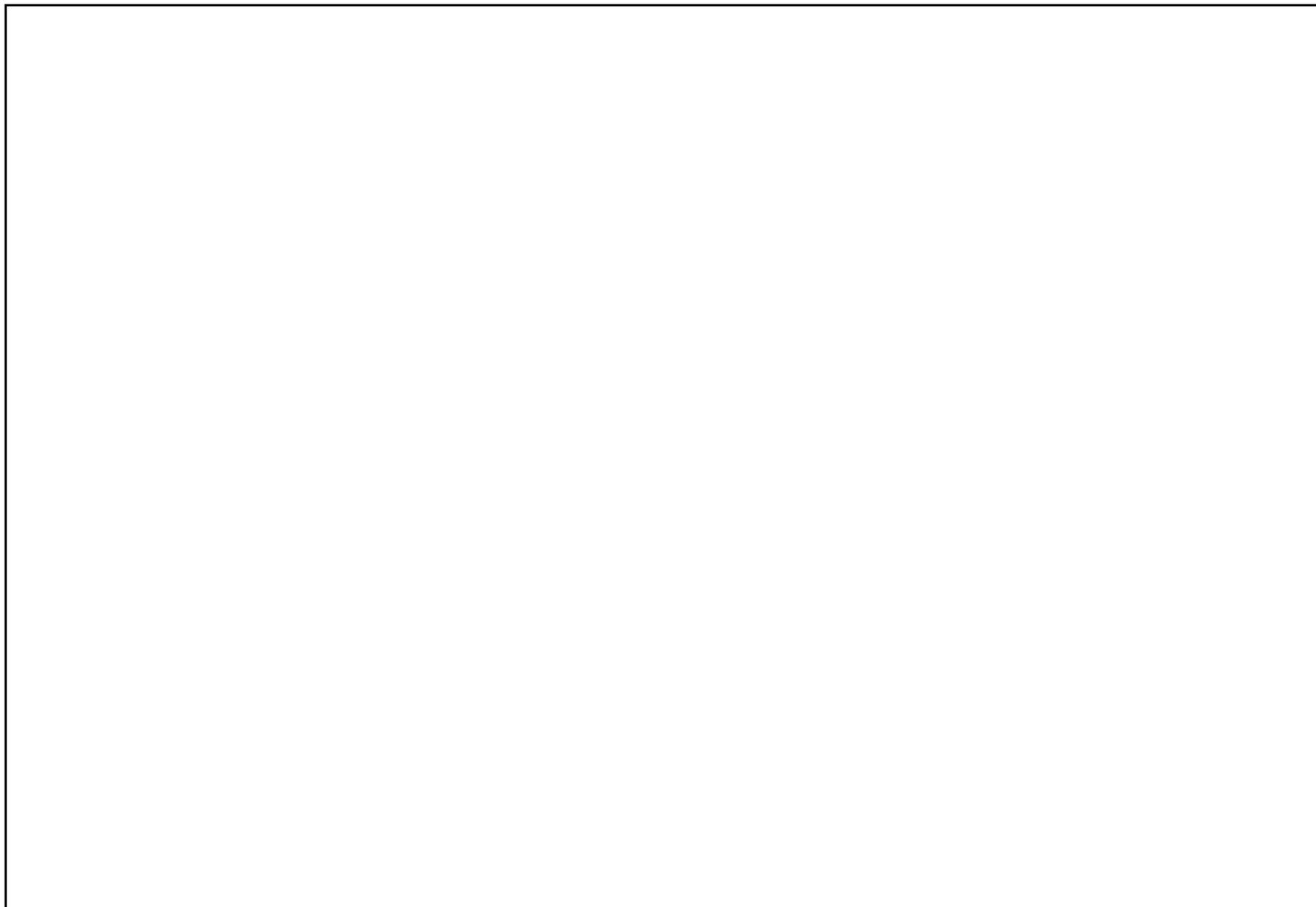
1号事業（多面支払）



2号事業（中山間直払）



3号事業（環境直払）



(別添2)

構成員一覧

令和 年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払 国際水準GAPの実 施に係る取組意思 確認
			分類 番号		分類 記号		
					印 (サイン)		<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)		<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)		<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)		<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)		<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産 組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他

注1: 「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。
「中山間地域等直接支払」の欄は、署名又は押印。

注2: 多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養畜)を実施する農業者又は団体である。

注4: 中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA～Mから選択。

注5: 「国際水準GAPの実施に係る取組意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、□にチェックを入れる。

注6: 「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。

(別記6-1)

〇〇活動組織規約(例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(注) 多面的機能支払交付金以外の事業の事業実施主体となる場合は、第3条を以下の内容の規定として下さい。

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動若しくはそれらに資する活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(備考)

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この〇〇を代表し、〇〇の業務を統括する。

- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、〇〇の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、〇年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第8条第二号、第三号及び第四号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。

(総会議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

- 3 総会の議事は、第 10 条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(注)総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して規定して下さい。

3 総会の議事は、第 10 条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ 1 票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ 1 票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第 10 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第 11 条 活動組織は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第 12 条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第 13 条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 14 条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

- 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
- 三 その他の収入

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第 14 条第二号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。

- 一 農地維持支払交付金

(事務経費支弁の方法等)

第 15 条 活動組織の事務に要する経費は、第 14 条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第 16 条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第 17 条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第 18 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 19 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第 20 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 21 条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(注) 資源向上活動により、施設の更新又は新たな設置を行う場合は、以下の規定を追加して下さい。

(財産の管理)

第 22 条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第 22 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 23 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 24 条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第 25 条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

令和〇〇年〇月〇日

〇〇広域協定
運営委員会会長 氏 名 殿

〇〇市町村長 印

広域協定の認定書(例)

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産省事務次官依命通知）別紙5の第4の4に基づき、〇〇広域協定を認定したので通知する。

※（なお、〇〇町（以下「町」という。）が管理する施設の工事の施工に関する条件は、下記のとおりとする。）

記

1. 町が管理する施設に関し、〇〇〇〇〇（以下「広域活動組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の経路を経て、町に無償で譲渡するものとする。また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。
2. 広域活動組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。
3. 必要に応じて記述

<施行注意>

※（ ）の部分は、市町村が管理する施設の工事の施工に関する条件等について、必要に応じて記載する。

(別記1-4様式)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿

対象組織代表
氏 名 印

令和〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知)第1の2の(2)に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

〇〇地区地域資源保全管理構想
(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

組織名：

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事 1 件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。
なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

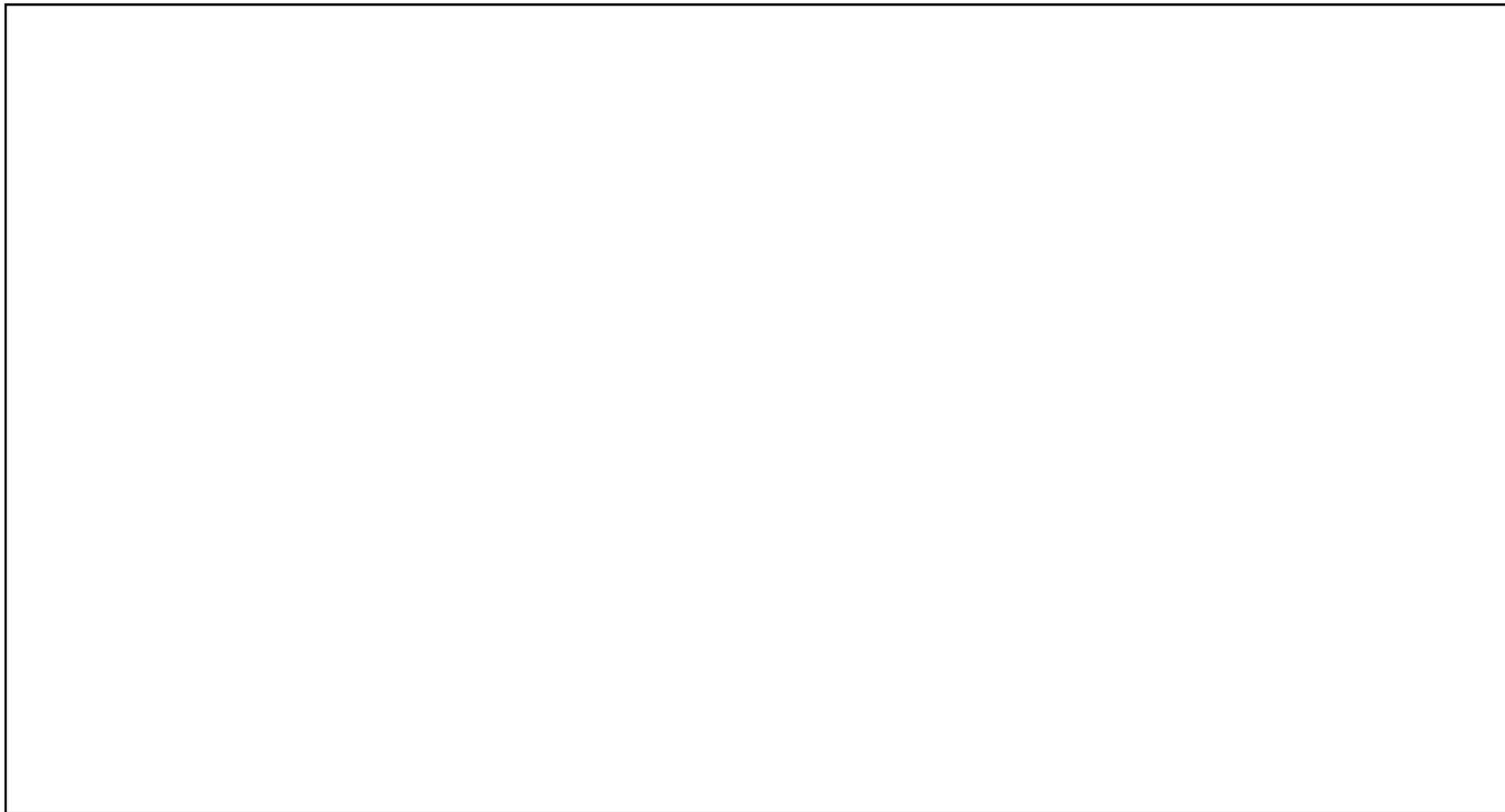
番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事 1 件あたりの概算事業費	備考
1										
2										
3										
4										
5										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



(様式第1-5号)

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇活動組織

住 所

代 表 〇〇〇〇 印

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇 印

日付	分類	内 容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書 番号	活動 実施日	備考	長寿命化 への活用
----	----	-----	----	-------	-------	-------	-----------	-----------	----	--------------

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.購入・リース費		
6.外注費		
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越（残高）		
合 計		

【集計】 2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.購入・リース費		
6.外注費		
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越（残高）		
合 計		

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

番号	費目	内 容（例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材（砕石、砂利、セメント等）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金

(様式第1-8号)

令和〇年〇月〇日

市町村長 殿

組織名称

代表者氏名

印

令和〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称

<令和〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

	項 目	金額	備 考
収 入 の 部	1. 前年度からの持越金 (農地維持・資源向上(共同))		
	2. 前年度からの持越金 (資源向上(長寿命化))		
	3. 農地維持・資源向上(共同) 交付金		
	4. 資源向上(長寿命化) 交付金		
	5. 利息等		
	合 計		

	項 目	金額	備 考
支 出 の 部	1. 支出総額 (農地維持・資源向上(共同))		
	日当		
	購入・リース費		
	外注費		
	その他		
	2. 支出総額(資源向上(長寿命化))		
	日当		
	購入・リース費		
	外注費		
	その他		
	3. 返還		
	4. 次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
	5. 次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
	合 計		

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	令和〇年〇月〇日
-----	----------

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「〇」、計画外の活動項目に「－」を記入する。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「〇」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「－」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「〇」を記入した場合は具体的な取組内容や研修実施日等を記入する。

「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目		取組	計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検			
		2 年度活動計画の策定			実施日
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修			実施日
		農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理		
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り				
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理				
	水路	7 水路の草刈り			
		8 水路の泥上げ			
		9 水路附帯施設の保守管理			
	農道	10 農道の草刈り			
		11 農道側溝の泥上げ			
		12 路面の維持			
	ため池	13 ため池の草刈り			
		14 ため池の泥上げ			
		15 ため池附帯施設の保守管理			
	共通	16 異常気象時の対応			

活動項目	取組	計画	実施	備考	
				実施日	
管地 域の 資源 のため の適 切な 推進 活動 全	17 農業者の検討会の開催				
	18 農業者に対する意向調査、現地調査				
	19 不在村地主との連絡体制の整備等				
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等				
	21 地域住民等に対する意向調査等				
	22 有識者等による研修会、検討会の開催				
	23 その他				

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目		取組	計画	実施	備考		
施設 の 軽 微 な 補 修	計 画 策 定	24 農用地の機能診断					
		25 水路の機能診断					
		26 農道の機能診断					
		27 ため池の機能診断					
		28 年度活動計画の策定			実施日		
	研 修	29 機能診断・補修技術等に関する研修			実施日		
	実 践 活 動	30 農用地の軽微な補修等					
		31 水路の軽微な補修等					
		32 農道の軽微な補修等					
		33 ため池の軽微な補修等					
	農 村 環 境 保 全	計 画 策 定	34 生物多様性保全計画の策定				
			35 水質保全計画、農地保全計画の策定				
36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定							
37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定							
38 資源循環計画の策定							
実 施							

「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。								

※延長の数量は小数点以下第2位まで記入してください。

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

消費税に係る課税事業者の該当の有無

(様式第1-9号)

〇〇〇〇市町村長 殿

	報告年月日	令和	年	月	日
名 称					
代表者氏名					印

令和〇〇年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書
の提出(報告)について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の7及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

- 1 令和〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
- 2 令和〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について以下のとおり報告します。

実施状況報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙を省略し生産記録等のみを提出します。

実施状況報告書から変更があったので別紙のとおり報告します。

(注1)該当する項目の□に■を入れる。

(注2)実施状況報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

多面的機能支払交付金 自己評価チェックシート

はじめに

この交付金では、地域資源（例えば、皆さんで共同管理している水路や農道など）を保全管理するための共同活動に対して支援を行うことで、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、構造改革（担い手農業者への農地集積等）の後押しをすることを目的にしています。

この「自己評価チェックシート」は、活動組織のこれまでの活動を定期的に振り返り、活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等を点検することにより、活動の効果的・効率的な実施に活用することを目的としています。

主に振り返るのは、活動計画書に定めた次の活動です。

- I. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
- II. 多面的機能の増進を図る活動（※）

設問の順に沿って、これまでの活動を振り返りましょう。

都道府県名							
市町村名							
活動組織名							
活動期間	平成		年	～	令和		年
組織設立年度	平成		年				

今回の自己評価が、活動何年目の評価になるか、以下のうち、該当する方にチェックを入れてください。

活動開始2年目

活動開始4年目

（※）「II. 多面的機能の増進を図る活動」は、取組を行っている活動組織のみが対象です。取り組んでいる場合は、左の口にチェックを入れてください。

I

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」（以下、「**推進活動**」という。）について、これまでの活動を振り返りましょう。

おさらい ～「**推進活動**」って何のためにするの？～

この交付金では、地域での話し合いにより、農村の構造変化に対応した地域資源の保全管理の目標（以下、「**保全管理の目標**」という。）を定め、目標に即した**推進活動**を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を活動期間中に策定するのが約束です。



問1

あなたの組織の「**保全管理の目標**」を確認しましょう。次の中から、活動計画書に定めているものにチェックを入れてください。（該当する目標を全て選択）

- 中心経営体型**
地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- 集落ぐるみ型**
集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- 地域外経営体連携型**
地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- 集落間・広域連携型**
広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- 多様な参画・連携型**
地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
- その他** （具体的な内容を以下の欄に記入してください。）

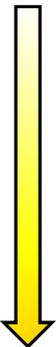
問2

あなたの組織の「**推進活動**」を確認しましょう。次の中から、活動計画書に定めているものにチェックを入れてください。（該当する活動を全て選択）

- 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会
- 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- その他 （具体的な内容を以下の欄に記入してください。）

問3

あなたの組織の「**保全管理の目標**」に向けて、「**推進活動**」はどのステップまで進んでいますか。次の中から、当てはまるステップの中で最も高いステップにチェックを入れてください。(1つを選択)

- 
- ステップ0** : 話し合いの場を持つための体制を整えている段階である。
 - ステップ1** : 地域の現状や目標を関係者間で共有できた。
 - ステップ2** : 目標に向けてどのような課題があるか整理できた。
 - ステップ3** : 課題解決や保全管理の方法(体制や役割分担等)を検討した。
 - ステップ4** : 保全管理の体制強化の方針が決まった。
 - ステップ5** : 地域資源保全管理構想を作成し、構想に沿って実践を始めている。

次のステップに進むために、市町村等にアドバイスしてほしいことがあれば、以下の欄に記入してください。

問4

「**推進活動**」によって、効果が現れている、又は、現れる見込みのあるものにチェックを入れてください。(複数選択可)

(意識の変化)

- 地域農業の将来を考える農業者の増加
- 農村の将来を考える地域住民の増加

(体制の強化)

- 不在村地主との連絡体制の確保
- 地域内外の担い手農業者との連携体制の構築
- 隣接集落など他の集落との連携体制の構築
- 水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保

(担い手農業者の負担軽減等)

- 担い手農業者や法人等の負担軽減
- 水路・農道等の地域資源の機能維持

(その他)

- 他の地域活動の活発化
- 上記以外の効果 (具体的な内容を以下の欄に記入してください。)

「**多面的機能の増進を図る活動**」を行っている組織は、次のページも回答してください。
行っていない組織は、「最後に」のページを回答してください。

Ⅱ 「多面的機能の増進を図る活動」（以下、「増進活動」という。）について、これまでの活動を振り返りましょう。

おさらい ～「増進活動」って何のためにするの？～
増進活動は、地域の創意工夫に基づいて地域ぐるみの取組の質を高め、活動を促進・発展することによって、農業・農村の持つ多面的機能の増進を図るためのものです。

問1 あなたの組織の「増進活動」を確認しましょう。次の中から、活動計画書に定めているものにチェックを入れてください。（該当する活動を全て選択）

- 遊休農地の有効活用
- 農地周りの環境改善活動の強化
- 地域住民による直営施工
- 防災・減災力の強化
- 農村環境保全活動の幅広い展開（農村環境保全活動を1テーマ追加）
- // // （高度な保全活動）
- 医療・福祉との連携
- 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- その他（都道府県知事が定める要綱基本方針に基づく取組）

問2 あなたの組織が取り組んだ「増進活動」の具体的な内容を、以下の欄に簡単に記載してください。

（例） 「農地周りの共同活動の強化」の活動として、〇〇による鳥獣被害を防止するために△△を設置したり、やぶの伐採を行っている。

問3

「増進活動」によって、効果が現れている、又は、現れる見込みのあるもの全てにチェックを入れてください。(複数選択可)

(意識の変化)

- 地域住民の農村環境（景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等）の保全への関心の向上
- 連絡網の整備や避難訓練など、地域住民の防災・減災に対する意識の向上
- 地域住民で整備・補修した施設を大事にしようという意識の向上
- 地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上
- 増進活動への参加者の増加、又は確保

(農業の持続)

- 周辺農業者の営農意欲の維持、又は向上
- 地域内外からの農業者の確保や地域住民による活用などの遊休農地の有効活用

(農村環境等の変化)

- 農村環境（景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等）の向上
- 鳥獣被害の防止などの農地利用や地域環境の改善
- 自然災害や二次災害による被害の抑制・防止
- 伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化
- 高齢者や障害者等の活躍の場の提供
- 地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上

(その他)

- 上記以外の効果（具体的な内容を以下の欄に記入してください。）

「最後に」のページを回答してください。

最後
に

「推進活動」や「増進活動」に関わらず、あなたの組織でこれまで多面的機能支払の活動として取り組んだ全ての活動を振り返りましょう。

共同活動による水路や農道などの保安全管理等は、農業を支えるだけでなく、地域の景観や自然環境を保全、災害時の被害の防止・軽減や地域コミュニティの形成に役立つなど、農業者を含む地域住民全体に様々な形で役立っています（このことを「農業・農村の多面的機能」と呼んでいます）。

農業・農村の多面的機能が維持・発揮されるためには、このことが多くの国民に理解され、共同活動への多様な人材の参加を促すことが重要です。

このため、あなたの組織が取り組んでいる活動内容やそれによる効果、活動への思いを書いてください。

(例)

棚田の保安全管理の作業軽減のために、地域で農地法面のカバープランツに芝桜を植栽する活動を実施している。その結果、芝桜が満開の時には観光客が訪れるようになり、地域の活性化につながっている。今後も地域が盛り上がるようにこの活動を継続していきたい。

自己評価は以上です。回答お疲れさまでした。

申請年月日	
令和	年度 第 回

多面的機能支払交付金交付申請書

市町村長 殿

対象組織名

代表者名

印

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付申請額	項目	計	1. 農地維持支払金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)	2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
	認定額(年度交付額) ①	0 円	円	※1 円
	既交付額 ②	0 円	円	円
	今回申請額 ③	0 円	円	円
	認定額(年度交付額)との差額 ④=①-②-③	0 円	0 円	0 円

※1:施設の長寿命化にかかる活動については、年度交付上限額以内で申請する場合は、その必要額を計上する。

通帳は、必ずしも2つに分ける必要はありません。

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して下さい。

農地維持支払・資源向上支払(長寿命化以外) 資源向上支払(長寿命化)

以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

金融機関(ゆうちょ銀行以外)	
金融機関名	支店名
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金	
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)	口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	

《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》

ゆうちょ銀行

記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入) 番号(右づめで記入)

1 0 ※ 1

フリガナ	
口座名義	
住所	(〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村

(注1) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。
振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。